第４次会津若松市食料・農業・農村基本計画
（案）

令和９年〇月

会津若松市

目　次

第１章　総論

第１節　計画策定の趣旨 1

第２節　計画の位置づけ 1

第３節　計画の対象期間 2

第２章　食料・農業・農村の現状と取り巻く環境の変化

第１節　食料・農業・農村の現状 3

第２節　第３次基本計画の総括 8

第３節　食料・農業・農村を取り巻く環境の変化 15

第３章　食料、農業及び農村に関する施策の基本方針

第１節　基本方針 17

第２節　施策の方向 18

第３節　計画の体系図 19

第４章　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

施策１　持続的な食料システムの構築 20

施策２　担い手の確保・育成と収益性の高い農業の確立 21

施策３　農業生産基盤の整備による生産性の向上 23

施策４　多面的機能を生かした活力ある農村の形成 23

第５章　指標一覧 **25**

第６章　計画の推進体制と進行管理

第１節　計画の推進体制 26

第２節　計画の進行管理 26

参考資料

用語の解説 27

第１章　総論

第１節　計画策定の趣旨

本市においては、平成 13 年に「会津若松市食料・農業・農村基本計画」を策定して以降、市町村合併を踏まえた第２次計画の策定や東日本大震災及び原子力発電所事故からの復旧・復興などに向けた計画の改訂を行いながら、農業・農村の振興を図ってきました。

平成 29 年２月には、農業者の高齢化や人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、「第３次市食料・農業・農村基本計画」を策定し、「力強く魅力ある農業と活力ある農村が実現し、安全な食料が安定供給されるまち」を目指し、各種施策に取り組んできたところです。

また、地産地消については、その具体的な推進方策を定めた「あいづわかまつ地産地消推進プラン」を策定し、農業者、食品関連事業者、消費者が一体となった取組を実施してきました。

しかしながら、本市においても農業者の高齢化や人口減少は一層進行しており、地域農業の持続性や農村における地域資源の維持への影響が懸念されています。加えて、資材価格の高騰や有害鳥獣による農作物被害の拡大など、本市の食料、農業及び農村を取り巻く環境は、急速かつ複雑に変化しています。

こうした中、国においては、世界的な食料需給の不安定化や気候変動等のリスクの高まりを背景として、国民一人ひとりの食料安全保障の強化、環境と調和のとれた食料システムの確立やスマート農業の推進等による農業の持続的発展などを柱として「食料・農業・農村基本法」を改正するとともに、初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

「第４次会津若松市食料・農業・農村基本計画」は、こうした情勢の変化に的確に対応するとともに、食料安全保障の理念を踏まえ、地産地消の取組を包含する計画として、中長期的な視点に立ち、食料、農業及び農村施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。

第２節　計画の位置づけ

会津若松市食料・農業・農村基本計画は、「会津若松市第８次総合計画」の農業分野の実施計画として、また、市食料・農業・農村基本条例に基づく基本計画、及び食料、農業及び農村に関する各種計画の上位計画として位置づけるものです。

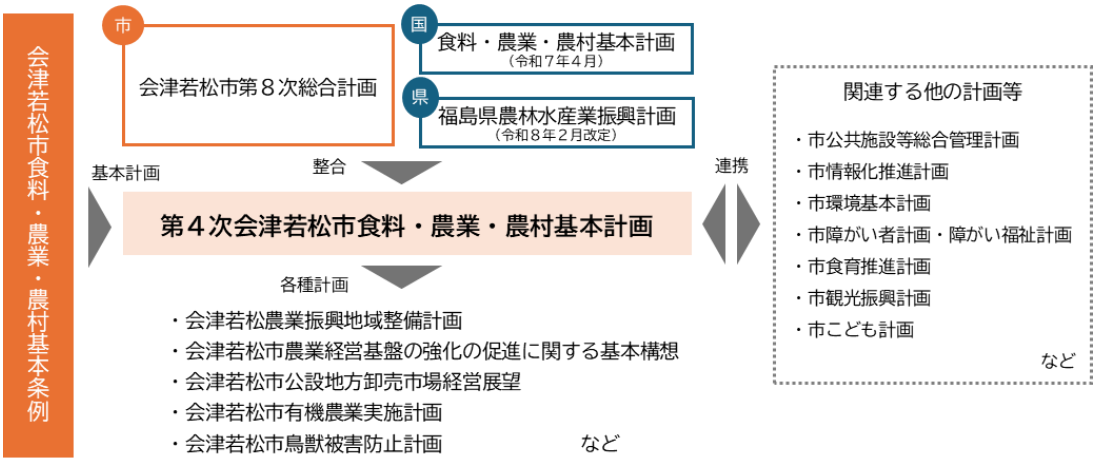

第３節　計画の対象期間

この計画の期間は、令和９年度からの 10 年間とし、目標年度を令和 18 年度とします。

なお、農業・農村を取り巻く情勢等に大きな変化があった場合は、計画の見直しについて弾力的に対応していくものとします。

第２章　食料・農業・農村の現状と取り巻く環境の変化

第１節　食料・農業・農村の現状

＜農業従事者・経営体＞

〇基幹的農業従事者数

令和７年の基幹的農業従事者数は 1,916 人で、平成 27 年と比較すると 1,269 人（39.8%）減少しました。

年齢階層別基幹的農業従事者数のうち一番多い年齢階層は、平成 27 年、令和７年ともに 65 歳以上であり、その割合は年々増加している一方で、49 歳以下の基幹的農業従事者数は、令和７年は 241 人（全体の 12.6%）で平成 27 年と比較すると 32 人（約 1.2 倍）増加しました。

令和７年の基幹的農業従事者の平均年齢は、67.2 歳と 10 年間ほぼ横ばいで推移しています。

表１　年齢別基幹的農業従事者数

	合計	15～39 歳	40～49	50～59	60～64	65 歳以上	平均
平成 22 年	3,561 (100%)	100 (2.8%)	136 (3.8%)	640 (18.0%)	520 (14.6%)	2,165 (60.8%)	66.7 歳
平成 27 年	3,185 (100%)	109 (3.4%)	100 (3.1%)	372 (11.7%)	571 (17.9%)	2,033 (63.8%)	67.6 歳
令和２年	2,459 (100%)	100 (4.1%)	140 (6.0%)	200 (8.1%)	292 (11.9%)	1,727 (70.2%)	67.6 歳
令和７年	1,916 (100%)	95 (5.0%)	146 (7.6%)	149 (7.8%)	168 (8.9%)	1,358 (70.9%)	67.2 歳

（農林業センサスの結果をもとに市で作成）

〇農業経営体数

令和７年の農業経営体数は 1,410 経営体で、このうち個人経営体が 1,359 経営体、農業法人などの団体経営体が 51 経営体となっています。

農業経営体全体でみると、10 年前の平成 27 年より、753 経営体（34.8%）減少、５年前の令和２年より 352 経営体（19.9%）減少する一方で団体経営体の割合は、わずかながらも増加しています。

※　平成 22 年、平成 27 年の数値は、農林業センサスの結果をもとに市が算出。

図１　農業経営体数

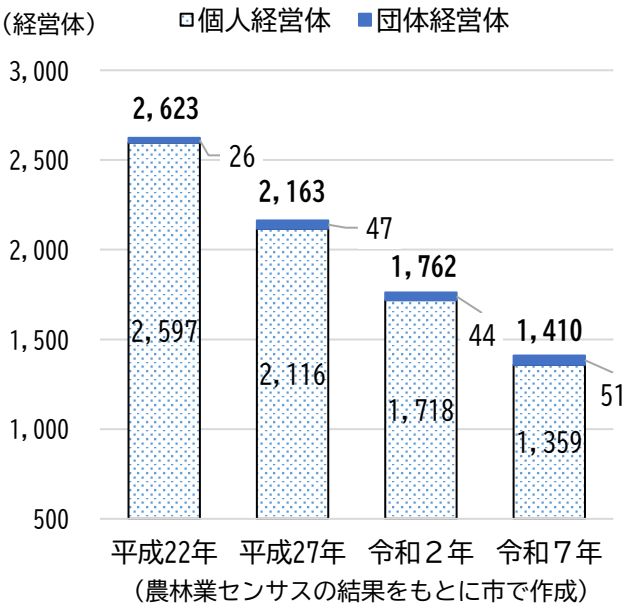

（農林業センサスの結果をもとに市で作成）

○主・副業別個人経営体

個人経営体を主副業別にみると、副業的経営体の減少幅が最も小さくなっています。これは、農業従事者の高齢化と後継者不足により、「65 歳未満の農業従事者」が不在となった個人経営体が増加し、主業または、準主業から副業的経営体へと移行していることが考えられます。

※　平成 22 年、平成 27 年は「販売農家」、令和２年、令和７年は「個人経営体」。

図２　個人経営体数

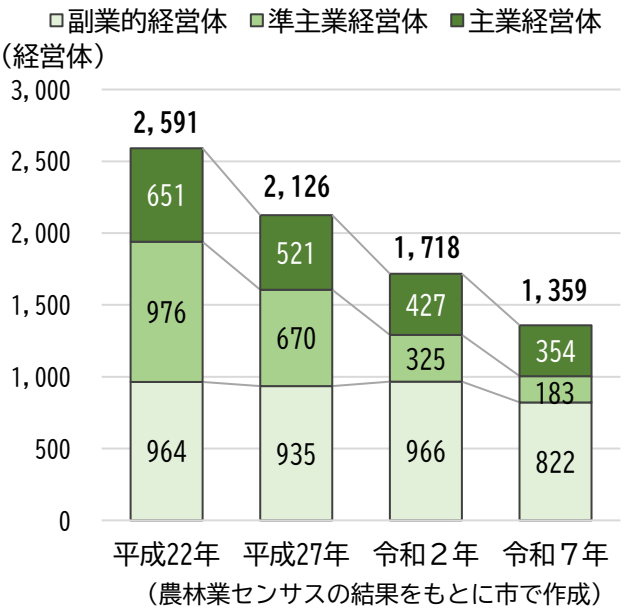

（農林業センサスの結果をもとに市で作成）

○認定農業者・集落営農組織

認定農業者数については、会津若松市農業再生協議会の取組の中で、新規認定者の掘り起こしや再認定の支援を図ってきましたが、全国的な傾向と同様に高齢化や後継者不足により減少が続いています。集落営農組織数は、農業経営体が減少している中にあっても維持されています。

表２　担い手の状況　（単位：経営体）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
認定農業者数	296	293	279	264	247	241
集落営農組織数	23	22	22	22	22	22

○新規就農者

新規就農者（雇用就農者を除く）は、令和２年度からの合計で 38 名、１年あたり平均６名が就農しており、ここ数年は農家以外の出身者が就農するケースが多くみられています。

表３　新規就農者数　（単位：名）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新規学卒	0	0	2	1	0	0
Ｕターン	6	0	1	1	3	3
新規参入	1	3	2	5	8	2
合　計	7	3	5	7	11	5

※　新規学卒…農家出身者で、学校・各種専修学校等の卒業・修了と同時に就農した者及び　卒業と同時に行っていた研修の終了後すぐに就農した者。
Ｕターン…農家出身者で、就業していた他産業を離職して就農した者。
新規参入…農家以外の出身者で就農した者。

＜経営耕地＞

〇経営耕地面積規模別経営体数

令和７年における農業経営体の総経営耕地面積は 5,979ha となっており、１経営体あたりの経営耕地面積は 4.24ha で、平成 27 年と比較すると 1.33ha（約 1.46 倍）増加し、経営耕地の拡大が進んでいることがわかります。

また、経営耕地面積の規模別割合においては、５ha 未満の階層が減少し、10ha 以上の階層では経営体数、割合ともに増加しました。

表４　経営耕地面積規模別経営体数　（単位：経営体）

	経営耕地総面積	経営耕地なし	５ha 未満	５～10ha	10ha 以上	一経営体あたり
平成 22 年	6,529ha	9 (0.3%)	2,375 (90.5%)	191 (7.3%)	48 (1.8%)	2.49ha
平成 27 年	6,292ha	7 (0.3%)	1,890 (87.4%)	194 (9.0%)	72 (3.3%)	2.91ha
令和２年	6,642ha	34 (1.9%)	1,456 (82.6%)	171 (9.7%)	101 (5.7%)	3.77ha
令和７年	5,979ha	32 (2.3%)	1,103 (78.2%)	161 (11.4%)	114 (8.1%)	4.24ha

（農林業センサスの結果をもとに市で作成）

〇担い手への農地集積状況

人口減少や高齢化により、農業経営体が減少している中、農地中間管理事業の活用などにより、担い手※への農地の集積が進んでおり、県内でも上位の農地集積率になっています。

表５　農地集積率　（単位：%）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
農地集積率	76.8	78.2	80.4	83.6	83.8	86.4

※　認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者、今後育成すべき農業者、農外からの参入企業（県定義）

〇ほ場整備率

農業生産性の向上と収益性の高い農産物への転換を図るため、農地を大区画に整備するとともに、道路や用排水路を効果的に配置するなどの基盤整備の実施により令和７年度のほ場整備率は 93.9%となっています。

表６　土地基盤整備状況　（単位：ha、%）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
農地面積	6,850	6,770	6,810	6,810	6,810	6,810
ほ場整備面積	6,315	6,337	6,355	6,371	6,382	6,392
ほ場整備率	92.2	93.6	93.3	93.5	93.7	93.9

※　令和４年度から農地面積を固定。

＜農作物の販売＞

〇販売農家の経営組織別経営体数

販売のあった経営体における令和７年の単一経営（主位部門の販売金額が８割以上の経営体）の割合は、81.8%となり、平成 27 年と比較すると 4.9 ポイント上昇し、複合経営の割合が減少しています。

単一経営のうち、稲作の割合は微減で、園芸作物（露地・施設野菜、果樹類、花き・花木）の割合が増加しています。

表７　農業経営組織別にみた農業経営体数の状況

	販売のあった経営体	単一経営（主位部門の販売金額が８割以上の経営）				複合経営
		計	稲作	園芸作物	その他	
平成 22 年	2,496 (100%)	1,817 (72.3%)	1,654 (66.3%)	129 (5.2%)	34 (1.4%)	679 (27.2%)
平成 27 年	2,058 (100%)	1,583 (76.9%)	1,387 (67.4%)	144 (7.0%)	52 (2.5%)	475 (23.1%)
令和２年	1,642 (100%)	1,311 (79.8%)	1,101 (67.1%)	154 (9.4%)	56 (3.4%)	331 (20.2%)
令和７年	1,300 (100%)	1,063 (81.8%)	846 (65.1%)	164 (12.6%)	53 (4.1%)	237 (18.2%)

（農林業センサスの結果をもとに市で作成）

※　園芸作物には、露地野菜、施設野菜、果樹類、花き・花木が含まれる。

※　その他には、麦類、雑穀・いも類・豆類、工芸作物、肉用牛、その他畜産が含まれる。

〇農産物販売金額規模別経営体数

農産物販売金額規模別では、令和７年においても「100～300 万円」の構成が 27.6%でこれまで同様、最も多い状況に変化はありませんが、1,000 万円以上の販売金額があった経営体数の割合は、過去 10 年で初めて全体の１割を超え、経営体数も平成 27 年と比較すると 77 経営体（約 1.7 倍）増加しています。さらに、令和２年からは１億円以上の経営体も出てきています。

図３　農産物販売金額規模別経営体数

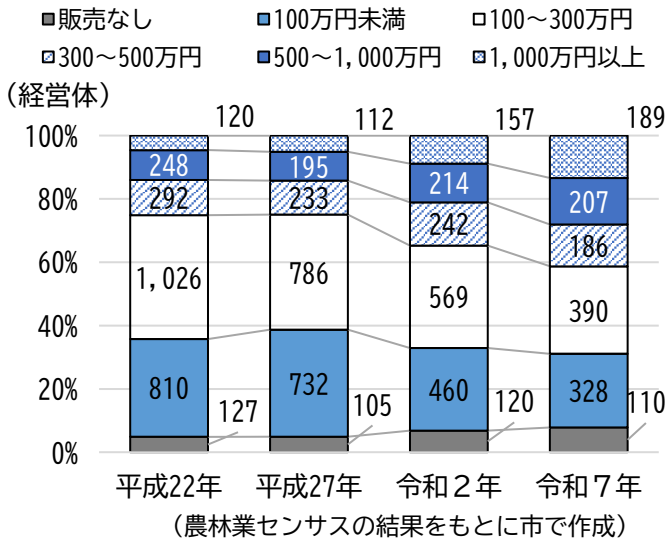

（農林業センサスの結果をもとに市で作成）

図４　農産物販売金額 1,000 万円以上の経営体数の推移

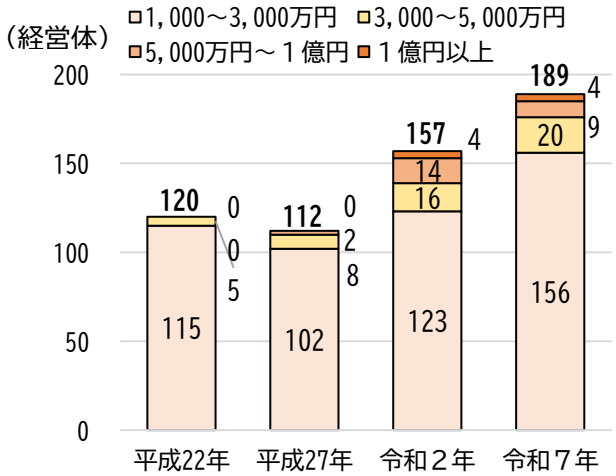

（農林業センサスの結果をもとに市で作成）

○農産物売上１位の出荷先別経営体数

令和７年の農産物の売上１位の出荷先別の割合では、「農協」が 59.0%と最も多い状況に変化はなく平成 27 年と比較すると「小売業者」、「消費者に直接販売」が経営体数・割合ともに増加しています。

一方、卸売市場への出荷は、平成 22 年以降、ほぼ同じ割合で推移しており出荷先として一定の役割を果たしています。

図５　農産物売上１位の出荷先別経営体数

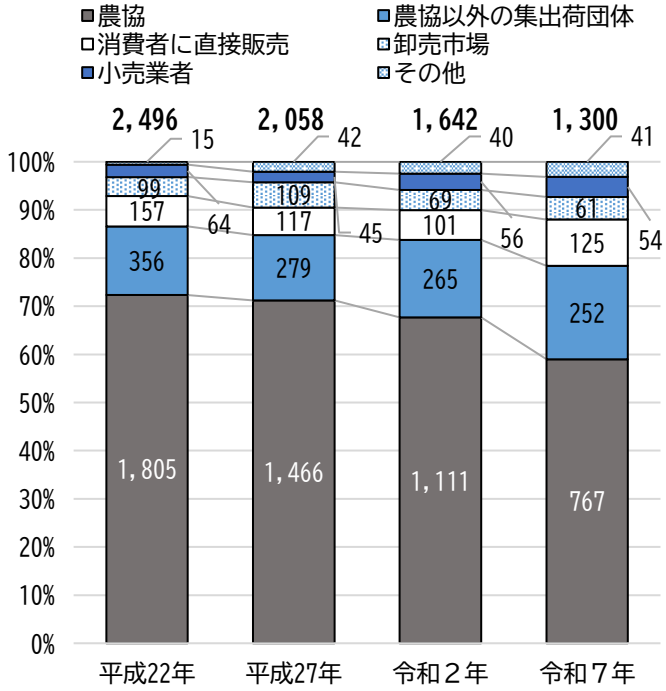

（農林業センサスの結果をもとに市で作成）

○農業産出額

本市の農業産出額（推計）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年に大きく減少しましたが、令和５年には米の販売価格の上昇を受け増加し、94.6 億円となっています。

令和５年における部門別の内訳は米が 54.3 億円と 57%を占め、次いで、野菜、果実の順となっています。平成 27 年と比較すると、野菜については、農業者の高齢化や人手不足による作付面積や作付経営体数の減少により、産出額が減少傾向ですが、果実については、販売価格が上昇したこともあり産出額は増加傾向となっています。

図６　部門別農業産出額（推計）

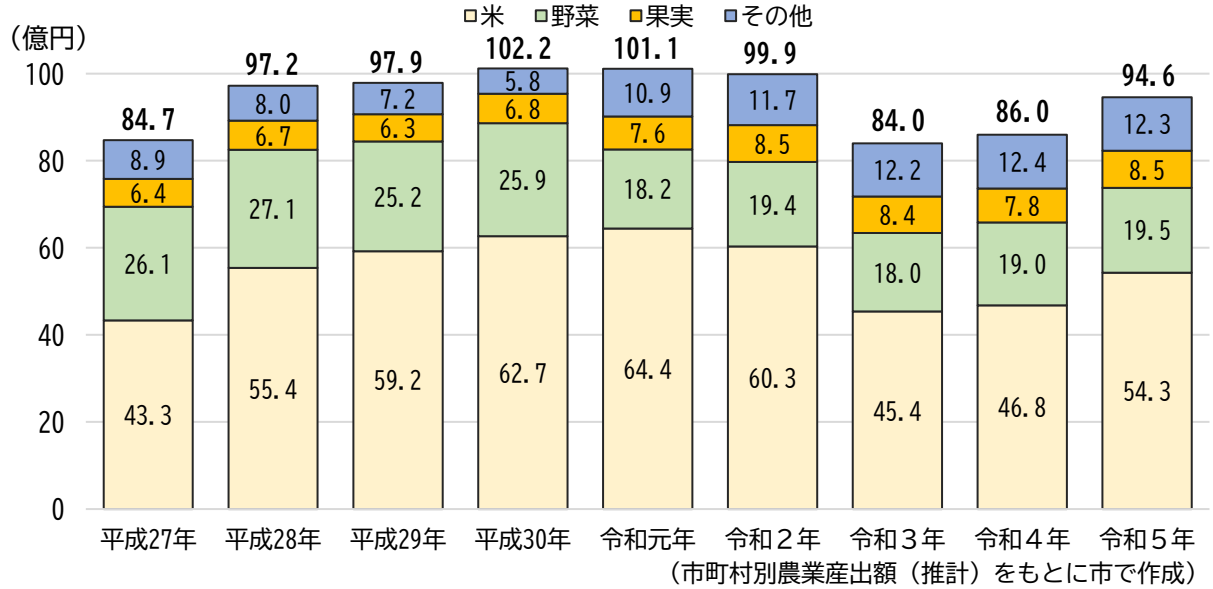

（市町村別農業産出額（推計）をもとに市で作成）

※　その他には花き、畜産、雑穀・いも・豆類も含まれる。

第２節　第３次基本計画の総括

施策１　食料の安定供給

＜主な成果指標＞

指標名	単位	策定時（H27）	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	目標（Ｒ８）
あいづ食の陣参加店舗の延べ数	店舗	318	254	266	294	292	400
公設地方卸売市場の卸売業者の年間売上高	億円	90.3	70.6	72.1	72.6	68.8	115.8

(1)　安全な農産物の安定供給

＜主な成果＞

・野菜・果樹等のモニタリング検査や米の全量全袋検査などを実施し、その結果を公表することで、本市産農産物の品質や安全性を迅速かつ正確に PR し、安全な農産物の安定供給と消費者の安心につなげてきました。

＜今後の課題＞

・きのこ、山菜類の一部の品目については、出荷制限が解除されていないことが課題となっています。

(2)　地産地消の推進による消費拡大

＜主な成果＞

・「あいづわかまつ地産地消推進プラン」に基づき、市内飲食店や宿泊施設、市立学校における学校給食等での地元農産物の積極的な活用を図るとともに、「地産地消まつり」の開催や地産地消推進月間における関係団体の取組などを通して地元産農産物の消費拡大と消費者の理解醸成などに努めてきたことで、消費者と食・農とのつながりがより深まりました。

＜今後の課題＞

・地域農業の生産力を高め、良質で高品質な食料が合理的な価格で安定的に供給される食料システム構築の視点を含め、引き続き、生産者・事業者・消費者が相互理解を深めながら地産地消を推進していく必要があります。

(3)　農産物及び食のブランド化の確立

＜主な成果＞

・あいづ食の陣については参加店舗数が近年、増加傾向にあり、地域内における本市産農産物の消費拡大や付加価値付けを通じた「食のブランド化」につながっています。

・「AiZ'S-RiCE（アイヅライス）」については、首都圏や市内でのプロモーションなどにより取扱店舗数が増加するなど、会津米のさらなるブランド力の向上が図られました。

＜今後の課題＞

・会津産農産物の品質の高さは、首都圏の市場でも高く評価されているところであり、ブランド力のさらなる向上は、農業産出額や農業所得の増加につながることから、引き続き消費者のニーズに対応した農産物の生産・供給体制の構築や地域内外の需要の向上に向け取り組んでいく必要があります。

(4)　公設市場機能の維持・活性化

＜主な成果＞

・地域人口の減少や流通形態の多様化等により、市場の取扱数量は減少傾向にありますが、集荷体制の強化や販路拡大の取組、低温・加工施設の設置に加え、市場使用料の改定など市場内事業者の経営安定化に努めてきたことで、会津地方における唯一の公設卸売市場として、市場機能の維持が図られてきました。

＜今後の課題＞

・地域内外に生鮮食料品を供給するという役割を果たすため、引き続き市場機能の維持を図り、市場の活性化に向けた取組が求められるとともに、食料の持続的供給の実現に向けて合理的な価格形成に対する事業者や消費者等の理解醸成を図る必要があります。また、市場内施設の多くが老朽化しているため、計画的な設備改修等を図りながら、施設の更新・改修について検討していく必要があります。

施策２　農業の持続的発展

＜主な成果指標＞

指標名	単位	策定時（H27）	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	目標（Ｒ８）
認定農業者数	経営体	355	279	264	247	241	400
新規就農者数	人	11	5	7	11	5	7
振興作物主要５品目の施設導入面積	a	35	21	20	17	11	50
担い手※への農地集積率	%	68.5	80.4	83.6	83.8	86.4	78.0
農地面積に対する遊休農地面積の割合	%	0.72	0.45	0.41	0.57	0.52	0.5
スマートアグリ実証ハウス農産物売上額の増加率	%	6.6	56.6	55.6	62.1	63.0	３以上

※　認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者、今後育成すべき農業者、農外からの参入企業（県定義）

(1)　担い手の確保・育成

＜主な成果＞

・全国的な傾向と同様に高齢化や後継者不足等により、認定農業者数は減少しています。

　一方で、大規模経営体数や法人経営体数、スマート農業などの先端技術の導入数が増加するなど、安定的で効率的な農業経営を行う担い手が育成されています。

・新規就農者については、関係機関と連携しながら、就農希望者の相談対応や研修先の紹介等に加え、国や県、市独自の支援により就農当初の経営安定を図るなど、一貫したサポートにより各年度における増減はあるものの、将来の地域農業を担う農業者が確保・育成されてきました。

＜今後の課題＞

・今後も、農業従事者の高齢化や減少が続くことから、引き続き、本市農業の持続的発展に向け、多様な担い手を確保・育成していく必要があります。

・さらなる新規就農者の確保に向けては、参入時の資金調達や農地確保などのハードルを下げ、スムーズな就農につなげるための取組の拡充が求められます。

(2)　生産振興と収益性の確保

＜主な成果＞

・水稲については、「生産数量目標の配分（いわゆる減反政策）」から「生産数量の目安」に変更となった以降も、米の需給状況を踏まえ、備蓄米のほか、非主食用米や振興作物の作付け推進などにより、需要に応じた生産を推進することで農業経営の安定化が図られてきました。また、生産コストの削減や省力化につながる農業用機械・施設の導入や資材価格の上昇分に対する支援などにより、担い手の農業経営の改善を通した農業生産体制の維持・向上につながっています。

・園芸作物については、「産地交付金」等の活用や園芸用パイプハウスの導入を支援するとともに、夏季の高温等への対応として、遮光資材の導入支援に取り組んできました。また、JA集出荷施設「会津野菜館」との連携により生産拡大に向けた支援を拡充するなど、振興作物の重点的な生産拡大に取り組んできました。これまでの取組により、振興作物５品目の施設導入面積は、一定程度導入面積が広がってきており、収益性の高い農業生産体制の確立につながっています。

＜今後の課題＞

・国において、水田政策の見直しが予定されていることから、その動向を注視し、引き続き、振興作物の生産振興と収益性の向上に取り組んでいく必要があります。

・近年の気候変動に対応した生産体制の構築や栽培技術の普及に取り組んでいく必要があります。

(3)　優良農地の確保と担い手への集積

＜主な成果＞

・農業経営基盤強化促進法の改正により策定が義務付けられた「地域計画」については、将来の営農意向の把握と地域の方々や関係機関との協議等を通じて、策定が必要な全ての地区において策定が完了したところであり、各地域の課題が明確化されました。

・農地中間管理事業の活用などにより、地域計画に位置付けられた担い手へ農地の集積が進み、担い手への農地集積率は、目標を大きく達成するとともに、農地利用状況調査及び利用意向調査を通して遊休農地の発生防止、解消が図られるなど、農業経営基盤の維持・強化につながりました。

＜今後の課題＞

・地域計画をもとに集落における話し合いを継続し、その課題解決に向けた取組と農地中間管理機構を通した農地の集積・集約を継続していく必要があります。

(4)　農業情報化の推進

＜主な成果＞

・ICT を活用した養液土耕設備や栽培支援ドローンの導入実証・普及拡大に加え、ICT 等の先端技術を実装した多様なスマート農業機器の導入を支援してきたことで、園芸作物の収量増加や品質向上による農作物販売金額の増加につながりました。

　また、水稲については、農薬散布時間や施肥時間が減少するなど、農業経営の改善や生産性の向上につながっています。

＜今後の課題＞

・高齢化や労働力不足といった構造的な課題に対応していくため、引き続き、スマート農業の展開を図るとともに、AI やデータの活用なども含めた農業 DX の取組を進めていく必要があります。

施策３　農業生産基盤の整備

＜主な成果指標＞

指標名	単位	策定時（H27）	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	目標（Ｒ８）
国営かんがい排水事業の整備延長（H27 基準）	ｋｍ	0.2	9.1	10.0	11.3	11.5	11.5
県営かんがい排水事業の整備延長（H27 基準）	ｋｍ	0.0	2.7	3.7	4.4	5.1	7.7
ほ場整備率	%	90.2	93.3	93.5	93.7	93.7	92.4

(1)　土地改良事業の推進

＜主な成果＞

・国・県や関係団体が実施する農業用施設の長寿命化や農地の区画整理及びかんがい排水などの土地改良事業に対する受益者負担を一部支援することにより、農業用水の安定供給を図ってきました。

＜今後の課題＞

・一部の施設については、老朽化により用水路の漏水や破損等が見受けられることから、農業者の負担軽減に向け、引き続き、計画的な補修・更新等の事業推進が求められます。

(2)　大区画ほ場整備による生産性向上

＜主な成果＞

・基盤整備事業の計画的な実施により、農業の生産性の向上と、効率的かつ安定的な農業経営の実現につながっています。また、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を推進することで、担い手への農地の集積・集約化による生産性の向上が図られるとともに、収益性の高い農業生産体制が構築されています。

＜今後の課題＞

・効率的・安定的な農業生産の維持・改善を図るためには、引き続き、地域農業の担い手の確保・育成と合わせて、生産性の高い農業生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

施策４　農村の振興

＜主な成果指標＞

指標名	単位	策定時（H27）	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	目標（Ｒ８）
農林業体験交流人数	人	5,217	3,183	2,862	3,418	3,717	8,000
環境保全型農業直接支払事業取組面積	a	6,174	9,829	9,876	9,477	7,971	7,000
多面的機能支払事業交付対象農地面積	a	4,414	4,481	4,501	4,283	4,298	5,000
導水路整備率（実施件数/要望件数）	%	50.7	85.9	91.5	94.4	100.0	100.0
野生鳥獣捕獲出動回数	回	10	81	84	97	161	20

(1)　都市と農村の交流の推進

＜主な成果＞

・市グリーンツーリズム・クラブへの支援を通じた都市農村交流の推進に取り組むとともに、国による「SAVOR JAPAN（農泊・食文化海外発信地域）」の認定を契機とした、訪日外国人旅行者の農村地域への誘客などの取組により、農業資源を生かした都市農村交流の体制が整備されました。

　農林業体験交流人数については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく落ち込みましたが、その後、増加傾向で推移しています。

＜今後の課題＞

・農村外部の人々と農業者との交流は、農村関係人口づくりの創出につながる可能性が含まれており、また近年、田園回帰に対する関心が高まってきていることから、引き続き、グリーンツーリズムに取り組む農業者の確保や受入体制の整備に取り組むとともに、広域連携の取組を活かしながら、地域資源を生かした都市住民等との交流を推進していく必要があります。

(2)　自然環境との調和

＜主な成果＞

・国において環境保全型農業直接支払交付金の取組が強化されたことに伴い、本市では、10年前と比べて環境保全効果の高い営農活動への取組面積が増加しています。また、国の「みどりの食料システム戦略」が掲げる持続可能な食料システムの実現に向け、生産、流通・加工、消費の各分野の関係者と連携した「市オーガニック推進協議会」を設立するとともに、有機農業を地域ぐるみで推進する「オーガニックビレッジ宣言」を行うなど、有機農業の普及拡大に向けた体制の構築を図りました。

＜今後の課題＞

・持続可能な食料システムの実現に向け、有機農産物の生産拡大と消費者の有機農業に対する理解促進など、地域一体となって取り組んでいく必要があります。

(3)　多面的機能の維持・発揮

＜主な成果＞

・多面的機能支払制度による農地・水路などの地域資源の保全管理に向けた地域一体となった共同作業への支援や中山間地域等に対する農業生産条件の不利を補う支援の実施により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮につながりました。

＜今後の課題＞

・農業者の減少や高齢化等により活動組織の維持が困難となることで、荒廃農地の増加など多面的機能の喪失が懸念されることから、活動の継続に向け引き続き負担軽減策を検討していくことが必要です。

(4) 快適な農村生活環境の整備

＜主な成果＞

・農村環境改善施設の適正な維持管理や農村地域における道路・水路等の計画的な整備などにより、良好な農業・農村環境の維持・保全が図られています。

・基幹集落センターについては、令和５年度から指定管理者制度を導入し、地域運営組織による地域に密着した効率的かつ効果的な施設運営が図られています。

＜今後の課題＞

・農村環境改善施設は老朽化していることから、引き続き、施設の保全に努めながら、快適に利用できるよう適正な維持管理を行うとともに、関係機関と連携し、施設・機能のあり方を検討していく必要があります。

・農村地域における道路・水路等については、高齢化や離農世帯との混住化により、地域主体での維持管理が難しくなっており、多様化する要望に適切に対応していく必要があります。

(5) 有害鳥獣の被害防止

＜主な成果＞

・ツキノワグマ等の大型獣への対策として、地域と連携した生息環境管理の取組や侵入防止柵の設置に対する支援等に努めてきました。また、会津地域の市町村と連携し「会津総合射撃場」を整備するとともに、緊急銃猟の実施に向けた体制の構築にも取り組んできたことで、野生鳥獣による農作物被害の防止に加え、市民の安全を守る体制の構築も図られました。

＜今後の課題＞

・緩衝帯の整備や侵入防止柵の設置を推進していくとともに、それらの維持管理を担う体制の確保も必要です。

・ニホンジカとイノシシの頭数が増加し、食害被害も多く確認されており、被害防除等の対策が求められています。

・人の日常生活圏への出没が増加しており、特にツキノワグマについては、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し市民の安全確保を最優先に対応していく必要があります。

第３節　食料・農業・農村を取り巻く環境の変化

１　人口減少、高齢化の進行

我が国では、人口減少と高齢化が急速に進行しており、地方、特に農村地域においては都市部に先行してその影響が顕在化しています。本市においても、平成７年の 137,065 人をピークに、近年は年間約 1,500 人のペースで人口減少が続いています。

人口減少と高齢化の進行は、国内の食料消費量の減少に加え、農業従事者の不足や集落人口の減少による共同活動の継続の困難さ、地域コミュニティ機能の低下など、農業・農村の維持に影響を及ぼしています。

２　食料安全保障の重要性と国際化の進展

世界人口の増加や新興国の経済成長に伴い食料需要の増加が見込まれる一方、気候変動や国際紛争、農業生産資材の高騰等により供給の不確実性が高まる中、食料安全保障の重要性が高まっており、我が国においても、良質な食料を安定的かつ合理的な価格で供給し、国民がこれを入手可能な状態としていくことが重要な課題となっています。そのため、持続的な食料供給の実現に向け、生産から流通・販売までに要する費用を適切に価格へ反映する取組や環境負荷低減に向けた取組が進められています。

また、海外における日本食レストランの増加やインバウンドによる日本食人気の高まりを背景に、農産物・食品の輸出額は増加しており、経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）等の進展とあわせて、食料需給を取り巻く国際環境は大きく変化しています。

３　環境と調和した農業への転換

気候変動への対応や生物多様性の保全など、環境を取り巻く課題が深刻化する中、農業分野においても環境負荷の低減を図り、持続可能な農業へ転換することが求められています。国では、「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農業の拡大をはじめとする環境と調和した農業の実現に向けた取組を進めており、環境に配慮した農産物や農業生産への関心も高まっています。

４　消費者ニーズの多様化・高度化

人口減少や高齢化、単身世帯の増加等を背景に、外食や中食など食の外部化・簡便化が進展しており、食料消費は生鮮食品中心から加工食品や調理済食品への移行が進むなど、消費構造の変化が見られます。

また、食の安心・安全性に対する意識や健康志向に加え、食品ロス削減など地球環境への関心の高まりが消費者の購買行動に影響を与えるなど、消費者ニーズの多様化・高度化が進んでいます。

５　気候変動の影響

近年、地球温暖化や猛暑、豪雨や干ばつなどの影響により農業生産の不安定化が進行しており、本市においても夏季の高温等による米や園芸作物の品質・収量の低下といった影響が一部で見られるところであり、今後も極端な気象状況や自然災害などの発生リスクの増大などによる農業への影響が懸念されます。

６　農村環境の変化と野生鳥獣被害の増加

早期に整備された農地、農業用施設や導水路の経年劣化が進んでおり、計画的な修繕が求められています。また、全国的に農村の人手不足や耕作条件の悪さなどから荒廃農地が増加しており、さらに、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、特に中山間地域において鳥獣被害が継続的に発生しています。

７　スマート農業の進展

スマート農業技術は、近年飛躍的に進化しており、本市においてもここ 10 年でスマート農業機器の導入が拡大し、農作業の省力化や、農産物の収量・品質向上に成果が表れています。

今後も農業従事者の減少・高齢化の進行が見込まれる中、持続的な食料供給の実現に向けては、さらなるスマート農業技術の活用促進による生産性向上の加速化が不可欠であり、合わせて生成 AI の活用や完全無人化を可能とする技術・機器の開発・活用が期待されます。

第３章　食料、農業及び農村に関する施策の基本方針

第１節　基本方針

(1)　食　料

食料は、私たちが生きていく上で不可欠なものであり、心身の健康と豊かな暮らしの基礎となるものであることから、生産者・事業者・消費者等、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が連携した「持続的な食料システム」を構築し、地産地消の推進を起点とした食料の安定供給に取り組むとともに、食料システムを持続可能なものとするため、農業生産活動における環境負荷低減の取組を進め、環境と調和した農業の推進を図ります。

(2)　農　業

人口減少や農業者の高齢化が見込まれる中においても、本市の基幹産業である農業が将来にわたり持続的に発展し、食料の安定供給を支えていくには、経営感覚を持った認定農業者をはじめ、多様な担い手の確保・育成が重要です。

そのため、農業者が自信と意欲をもって、営農活動に取り組んでいけるよう、多様化する消費者ニーズを踏まえた地域内外需要の創出・拡大により、本市産農産物と食のブランド力向上による付加価値と収益性の高い農業を目指すとともに、近年の気候変動に対応した新たな品種や技術の導入と、農業分野のデジタル化、さらには農業生産基盤の整備を進め、産業として魅力ある農業の実現を目指します。

(3)　農　村

農村は、単に生産活動が営まれる場としてだけではなく、「国土保全」、「水源かん養」、「景観形成」といった多面的機能を有しており、人々の暮らしや経済の安定に非常に重要な役割を担っています。そのため、今後もこれらの機能が発揮できるよう、地域の共同活動や、鳥獣被害が特に懸念される中山間地域等の農業生産活動を維持するとともに、地域資源を生かした都市と農村の交流の機会及び農村関係人口の創出により、豊かで活力ある農村の形成を目指します。

目指すまちの将来像

環境と調和した活力ある農業と豊かな農村が持続し、
魅力ある農産物が安定供給されるまち

第２節　施策の方向

施策１　持続的な食料システムの構築

・地産地消の取組を推進することにより、会津産農産物の地域内循環と消費拡大等を図るとともに、安全で安心な農産物の生産・供給を推進し、食料の安定供給の確立を目指します。

・持続可能な食料システムを構築するため、生産から消費までの一連において環境負荷低減の取組を進めるとともに、有機農産物に対する消費者の理解醸成と消費拡大、生産・供給体制の整備に取り組みます。

・公設地方卸売市場は、会津地域内外の生鮮食料品等の安定供給に係る流通拠点としての役割を果たしていることから、効率的な運営と経営基盤の強化に努めることで、機能の維持・活性化を図るとともに、社会情勢等の変化にも対応できる持続可能な卸売市場を目指し、老朽化が進む施設の更新・改修について検討していきます。

施策２　担い手の確保・育成と収益性の高い農業の確立

・将来にわたって持続可能な地域農業を実現するため、多様な担い手の確保・育成に取り組むとともに、生産者が意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備します。

・需要に応じた米生産と地域の特性を生かした農産物の重点的な生産拡大、さらには気候変動への対応を進め、産地としての優位性を確保し、農業所得の向上と収益性の高い農業の確立を図ります。

・国内外の多様化する消費者・実需者ニーズに対応した生産・供給体制の構築に向けて、本市産農産物や食の魅力発信、ブランド力の向上や販路拡大の取組を進めます。

・優良農地の確保に努め、「地域計画」に基づく担い手への農地の集積・集約化を図ることで、効率的かつ安定的な農業経営の実現と農地の有効利用を図ります。

・農業担い手の減少に対応した経営体あたりの耕作面積の規模拡大や省力化などに対応するため、スマート農業やデジタル技術の活用を推進することで、生産性の向上と農業経営の高度化・安定化を図ります。

施策３　農業生産基盤の整備による生産性の向上

・生産性の高い農業生産基盤の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業生産による経営発展・改善を図ります。

・農業水利施設等の計画的な整備・更新と適切な機能保全を進めることで、安定的な農業用水の確保と農業生産基盤の維持・強化を図ります。

施策４　多面的機能を生かした活力ある農村の形成

・農業・農村体験など地域資源を生かした交流活動を推進し、都市部の多様な人々が農村と関わる機会を創出することで、農業・農村の地域振興、さらには所得向上につなげます。

・農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、地域資源の保全に向けた共同活動や中山間地域における農業生産活動を推進します。

・農村地域における防災・減災対策や生活環境の整備を進めることで、安全で快適に暮らし続けることができる農村環境の形成を図ります。

・地域ぐるみで有害鳥獣による被害防止活動を推進することで、農作物被害の軽減と地域住民の安全・安心の確保を図ります。

第３節　計画の体系図

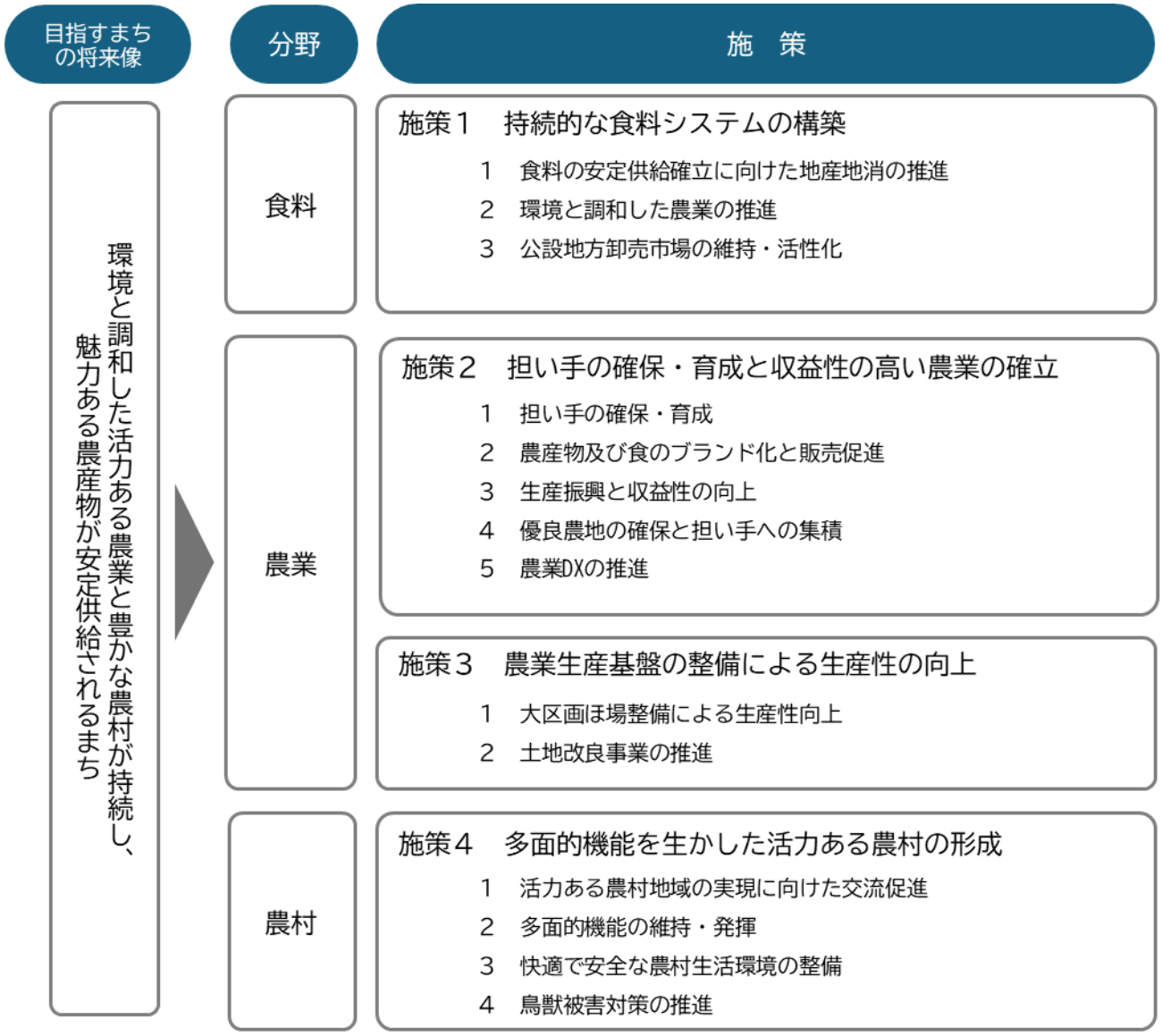

第４章　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

施策１　持続的な食料システムの構築

１　食料の安定供給確立に向けた地産地消の推進

・市民一人ひとりが良質な食料を合理的な価格で安定的に入手できるよう、地域内での地元農産物の生産・流通・消費の好循環を創出し、平時からの食料安全保障の確立につなげます。

・食料の持続的な供給の実現に向け、学校給食や小売店、飲食店における本市産農産物の利用促進に向けた取組を推進し、生産者と消費者のつながりを深化させるとともに、こどもや大人に対する食育活動との連携や学校への出前講座などを通して地産地消にかかる市民の理解醸成に継続して取り組むことで消費者の「行動変容」につなげ、地域内での消費拡大を図ります。

・生産段階における農薬・肥料の使用基準の厳守を促し、誰もが安心して本市産農産物を購入できるよう、農産物の安全性の確保に努めます。

２　環境と調和した農業の推進

・環境と調和のとれた食料システムの確立に向けて、化学的に合成された肥料や農薬及び遺伝子組換え技術を使用しない有機農業の推進に取り組みます。推進にあたっては、オーガニック推進協議会の活動を主体に慣行栽培からの転換支援や新規就農者の確保などを進め、併せて環境保全型農業直接支払制度の活用等により有機生産者及び生産面積の拡大を図ります。

・オーガニックビレッジ宣言自治体として、有機農産物の適正価格の実現に向けた消費者の理解醸成や販売促進イベントの開催等による消費拡大を図るとともに、需要に応じた生産量の確保や学校給食における有機農産物の使用拡大と学習機会の創出、小売店等への供給体制の整備など、生産者・消費者・流通業者が一体となって、地域ぐるみで持続可能な食料システムの構築に取り組みます。

・農業用使用済プラスチックの処理は、土壌環境の保全や法遵守の観点からも重要であることから、生産者の責任のもとで適正処理を促すことで、農業全般にわたって環境負荷の低減を推進します。

３　公設地方卸売市場の維持・活性化

・市場内事業者等に対し、食料システム法に基づく事業者の努力義務と合理的な価格形成に向けた取組を促し、持続可能な食料システムの構築を目指します。

・市内飲食店等における地元産農産物の利用拡大や地域内流通の活性化を図るほか、販売イベント等への参加により地域内外の事業者との取引を促進することで、市場機能の維持・強化と取扱量の確保につなげます。

・市場内事業者や指定管理者との連携のもと、「会津若松市公設地方卸売市場経営展望」に基づく取組を推進し、市場内事業者をはじめ関係者と市場機能の維持・活性化に向けた方策を

検討するとともに市場の役割や魅力を外部に広く発信することで、消費者の認知度向上を図り、持続可能な市場運営と市場の活性化を推進します。

・会津地域における生鮮食料品等の安定供給を担う流通拠点として市場機能を維持するため、老朽化した施設・設備の改修を計画的に進めるとともに、人口減少や流通環境の変化、多様化する消費者ニーズを踏まえながら、老朽化が進む施設の更新・改修について検討していきます。

施策２　担い手の確保・育成と収益性の高い農業の確立

１　担い手の確保・育成

・新規就農者については、新規就農者支援センターを中心に関係機関と連携しながら、就農相談や研修先の紹介、経営開始に必要な資金や農地の確保に向けての情報提供など、就農前から定着までの段階に応じた切れ目ない支援を行うとともに、JA 等の生産者組織等と連携し、産地形成・維持のため本市振興作物や有機農業の栽培技術・知識が習得できる研修受入体制の充実を図ります。

・意欲ある農業者に対して認定農業者への誘導を図り、効率的で安定的な農業経営を行う経営体を育成するとともに、県農業経営・就農支援センター等と連携しながら、農業経営の組織化・法人化や後継者の確保・育成など、それぞれの経営課題に応じた伴走支援を行い経営基盤の強化を図ります。

・認定農業者や集落営農組織、農業法人、新規就農者をはじめ、地域農業や農村の維持に重要な役割を担っている中小規模の農業経営についても「地域計画」における地域農業の担い手に位置付け、農地の集積・集約化、及び経営規模の拡大等に向けた機械・施設やスマート農業技術の導入支援などを通して、多様な担い手の確保・育成に努めます。

・自然災害や気候変動による減収、市場価格の低迷などの様々なリスクに備え、農業経営の安定を図るため収入保険制度やナラシ対策など、農業経営を支えるセーフティネットへの加入推進を図ります。

・次代を担う農業者の確保に向け、独立自営就農に加え、農業法人等への雇用就農や第三者も含めた経営継承、移住就農・半農半Ｘなど、様々な就農形態を推進します。

２　農産物及び食のブランド化と販売促進

・消費者や実需者ニーズを的確に捉え、農産物の生産振興を図るとともに、高品質・良食味な本市の優れた農産物等を広く PR し、新たな販路の開拓や販売促進に取り組む農業者等を支援することで、農業所得の向上につなげます。

・市内飲食店等と連携し、季節ごとの本市産農産物を活用したメニューの提供や食のイベント等への参加を通じて、地域内外に本市の食と農の魅力発信及び消費拡大を推進します。

・令和９年度に開催する「米・食味分析鑑定コンクール：国際大会 in 会津若松」を契機に生産者の水稲栽培技術のさらなる向上に向けた意識醸成を図り、高品質で良食味な本市産米について、引き続き地域内外に情報発信を行うなど、高付加価値化とブランド化を図ります。

３　生産振興と収益性の向上

・土地利用型作物のうち、本市の基幹作物である水稲については、近年の夏場の高温への対応を進めながら、主食用米として高品質で良食味の「会津米」生産に取り組むとともに、実需者のニーズを踏まえ、業務用米、加工用米、輸出用米、酒造好適米の生産拡大を進め、需要に応じた米生産を推進します。また、国の水田政策の見直しに適切に対応しながら、田畑をフル活用し、輸入依存度の高い麦、大豆などの生産性向上の取組を進めることで、食料安全保障に貢献するとともに農業経営の安定化につなげます。あわせて、集落営農組織等による作業集積を進めるとともに、経営規模の拡大に伴う生産性向上、さらなる品質向上などに必要な農業機械・施設の導入支援により経営基盤の強化に努めます。

・園芸作物については、園芸用パイプハウス、遮光・高温対策資材や省力化・効率化に資する機械等の導入支援及び産地交付金の活用により、水稲からの作付転換や複合経営を推進し、トマト、アスパラガス、キュウリなど、振興作物の生産拡大による産地の維持・活性化を図るとともに、市場関係者などとの連携により、実需者ニーズを踏まえた新たな品目の作付け推進にも取り組むことで、収益性の高い農業の確立を目指します。

・畜産については、適正な飼養衛生管理の徹底を図るとともに、繁殖牛産地として優良雌牛の更新や自給飼料生産に必要な機械等の導入を支援します。また、高騰する飼料価格に対する支援や、JA 等と連携しながら後継者の確保・育成に向けた取組を検討することで、畜産農家の経営安定と生産基盤の維持・強化に努めます。

○振興作物

土地利用型作物	水稲、麦、大豆、そば
園芸作物（野菜）	トマト（ミニトマト含む）、アスパラガス、キュウリ、イチゴ、サトイモ、ネギ
園芸作物（果樹）	会津みしらず柿、リンゴ、モモ、ブドウ
園芸作物（花き）	トルコギキョウ、ストック、ラナンキュラス、宿根カスミソウ
畜　産	肉用繁殖牛

４　優良農地の確保と担い手への集積

・食料安全保障の観点による農地の総量確保に向けて、秩序ある土地利用と生産性の高い優良農地の確保を図るため、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づき、各種制度の適正な運用と指導により、農用地区域内の農地の保全と計画的な土地利用に努めます。

・農地利用状況調査や利用意向調査等により遊休農地の実態把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら、農地の適切な維持管理を進めることで、遊休農地の発生防止と農地の有効活用を図ります。

・意欲ある農業者の生産規模拡大に向け、地域計画に基づく農地集積・集約化を進め、作業の省力化や効率化、生産コストの削減により生産性・収益性の向上につなげます。

・農業委員会や農地中間管理機構等、関係機関と連携し、地域計画の目標地図において将来の耕作者が未定となっている農地や、規模縮小・離農等により生じる農地について、地域農業の担い手への集積・集約化を進めることで、地域農業の持続性の確保につなげていきます。また、随時、地域計画の更新を進め、担い手の状況や農業経営意向調査の結果を反映しながら、地域における将来の農地利用のあり方や農地の受け手の明確化に努めます。

５　農業 DX の推進

・農業者の高齢化や労働力不足に対応するため、養液土耕システムなど、これまでのスマート農業機器の導入による成果を地域農業者へ広く周知しながら、引き続き、水稲や園芸作物をはじめとした様々な品目において、ロボット技術や AI、IoT などの先端技術を活用したスマート農業のさらなる普及・定着を図り、農作業の省力化と生産性の向上を図ります。

・生産から流通、販売、経営に至るまでのあらゆる場面で各種データやデジタル技術を活用し、生産者間及び生産者と JA・卸売業者との間で、生産情報や営農データの見える化と共有を進めることで、データに基づく営農判断や経営の高度化など、農業 DX の実現に向けた取組を進めます。

施策３　農業生産基盤の整備による生産性の向上

１　大区画ほ場整備による生産性向上

・「地域計画」の実現に向けて、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を推進し、ほ場の大区画化やスマート農業の導入に適した基盤整備に取り組むとともに、担い手への農地の集積・集約化による農作業の効率化や生産性の向上を図ります。また、高収益作物の導入を推進し農業所得の向上につなげます。

２　土地改良事業の推進

・農業用水の安定供給を図るため、用水路やかんがい排水施設など、農業水利施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、土地改良区等と連携しながら適切な維持管理や長寿命化対策を推進し、農業生産基盤の機能維持・強化を図ります。

施策４　多面的機能を生かした活力ある農村の形成

１　活力ある農村地域の実現に向けた交流促進

・将来の農村関係人口の創出に向け、本市が有する農業資源を生かした農業・農村体験の受け入れにより、都市農村交流を推進するほか、地域の食や農業、景観等を活用し国内外からの旅行客等を本市農村地域へ誘導するなど、多様な人々が地域の農業・農村と関わる取組を支援し、農村地域の維持・活性化につなげます。

２　多面的機能の維持・発揮

・多面的機能支払制度の活用を推進し、農業者や地域住民等が共同で取り組む農道・水路等の保全管理や地域資源の質的向上に向けた活動を支援することで、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

・特に中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度についても活用を推進し、農業生産条件の不利を補いながら営農活動の継続を支援するとともに、遊休農地の発生防止や農地の保全、地域共同活動の維持を図ることで、地域農業と農村環境の維持につなげます。

・各活動組織の取組が将来にわたり継続できるよう、地域の実情や関係者の意向を踏まえながら、事務の外部委託や地域運営組織との連携による事務負担の軽減についても検討していきます。

３　快適で安全な農村生活環境の整備

・地震や近年多発する豪雨などの自然災害による被害を防止・軽減するため、農業用ため池や治水ダム等の適切な維持管理と機能保全に取り組み、農村地域の防災・減災対策を推進することで、安全・安心な農村環境の確保を図ります。

・農村地域における道路・水路等の計画的な整備や長寿命化に継続して取り組むことで、良好な農業・農村環境の維持・保全を図ります。

・湊地区、北会津地区、河東地区の農村環境改善施設等については、引き続き、適正な維持管理に努めるとともに、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、施設の設置目的や利用実態、住民のニーズを踏まえ、地域住民、利用団体及び地域運営組織等と協議しながら、今後の施設のあり方について検討します。

４　鳥獣被害対策の推進

・「市鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣対策専門員による現地調査や助言・指導、専門家による集落環境診断を活用しながら、電気柵の設置や適切な維持管理、誘引果樹の伐採支援など、獣種に応じた生息環境管理と被害防除を推進することで、農作物被害の軽減と有害鳥獣の出没抑制を図ります。

・市鳥獣被害対策実施隊員の確保や研修機会の充実により捕獲体制の強化を図るとともに、有害捕獲を継続し、さらなる捕獲圧の強化による農作物被害の軽減に努めます。

・「獣マップ」や「あいべあ」等を活用した出没情報の周知や注意喚起を行うとともに、野生鳥獣の出没状況の把握や対応体制の充実を図ることで、人身被害の防止に努めます。

第５章　指標一覧

	指標名	現状値 （令和７年度）	目標値 （令和 18 年度）
１　持続的な食料システムの構築	「産地を確認し、会津産のものを買うようにしている」消費者の割合	38%	70%以上
	有機農業取組面積	27.1ha	34.8ha
	公設地方卸売市場における青果物の取扱数量	11,855ｔ	8,750ｔ
２　担い手の確保・育成と収益性の高い農業の確立	認定農業者数	241 経営体	205 経営体
	新規就農者数	５人/年	10 人/年
	「青果物卸売市場調査報告（産地別）」におけるアスパラガスの関東地域への卸売価格	1,438 円/kg （R6）	全国平均を上回る （R17）
	農業産出額	94.6 億円 （R5）	99.8 億円 （R16）
	担い手※への農地集積率	68.5%	84.6%
	全農地に対する遊休農地面積の割合	0.52%	0.41%
	市スマート農業補助金を活用してスマート農業機器等を導入した経営体数	のべ 15 経営体	のべ 80 経営体
３　農業生産基盤の整備による生産性の向上	農業基盤整備面積	6,392ha	6,492ha
	県営かんがい排水事業の整備延長 （令和７年度基準）	－	5.31km
４　多面的機能を生かした活力ある農村の形成	都市農村交流回数	２回/年	12 回/年
	多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度に取り組む農地が耕地面積に占める割合	68%	68%
	防災重点農業用ため池の累積改修数	２か所	８か所
	有害鳥獣による農作物被害件数	25 件	25 件

※　認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者（国定義）

第６章　計画の推進体制と進行管理

第１節　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、農業者、農業関係団体、地域住民・地域団体、事業者、消費者、国、県、市などの多様な主体が相互に連携・協働し、それぞれの役割のもと各種施策を総合的かつ効果的に推進します。

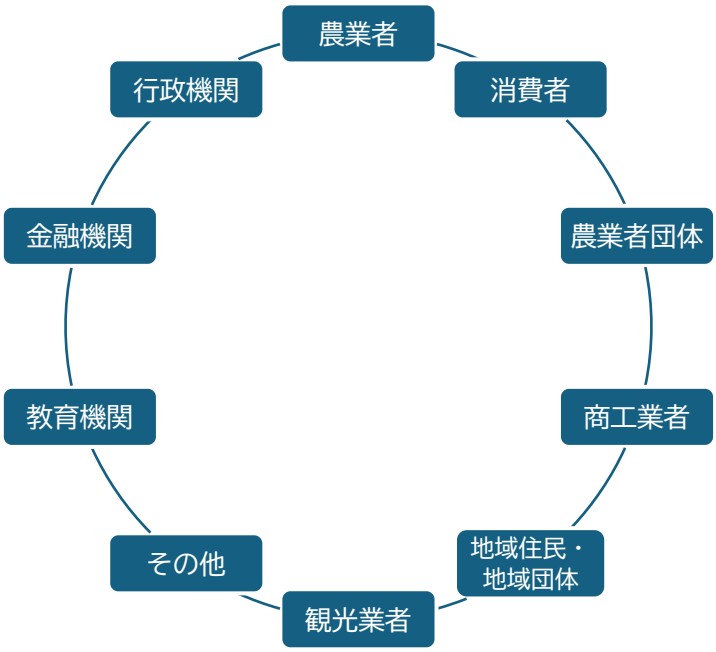

第２節　計画の進行管理

本計画の進行管理については、自治基本条例に基づき毎年度実施する行政評価により成果指標の達成状況と食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化を踏まえた施策の効果検証を行うとともに、その結果を施策や事業の改善につなげるなど、PDCA サイクルに基づく計画の着実な推進を図っていきます。

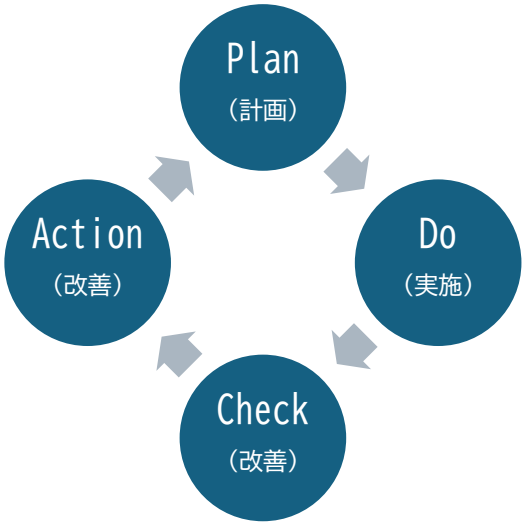

用語の解説

用　語		説　明
あ	IoT（アイオーティー）	「Internet of Things」の略語で「モノのインターネット」を意味し、身の回りの様々なモノがインターネットにつながり、データ交信や遠隔操作ができる仕組みのこと。
い	EPA（イーピーエー）	「Economic Partnership Agreement」の略語で「経済連携協定」と訳され、関税の撤廃、投資の促進、知的財産保護など、様々な分野での協力などのより幅広い分野を対象として、経済上の連携を強化することを目的とした協定のこと。
	インバウンド	海外から日本へやってくる「訪日外国人旅行」や「外国人旅行者」のこと。
え	AI（エーアイ）	「Artificial Intelligence」の略語で「人工知能」と訳され、人間の脳のような認識や判断、予測といった知的な作業をコンピューターで実現する技術の総称のこと。
	FTA（エフティーエー）	「Free Trade Agreement」の略語で「自由貿易協定」と訳され、ある国と地域との間で、関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を一層進めることを目的とした協定のこと。
お	オーガニックビレッジ	農業者だけでなく、小売などの関連事業者や消費者が一体となって有機農業を推進する自治体のこと。
	オーガニックビレッジ宣言	農業者だけでなく、小売などの関連事業者や消費者が一体となって有機農業を推進する自治体（オーガニックビレッジ）が、地域ぐるみで有機農業の推進による持続可能な食料システムの構築に取り組むことを公式に宣言すること。
か	環境保全型農業	地域の慣行農業に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。
き	基幹的農業従事者	農林業センサスにおいて、自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前１年間のふだんの主な状態が「仕事（農業）に従事していた者」のこと。
	緊急銃猟	クマやイノシシなどの危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した際、人命や身体への危害を防ぐために市町村長の判断でハンターに銃猟を委託できる制度。
く	グリーンツーリズム	豊かな自然景観や魅力的な農産物などの地域資源を生かし、農業体験などを通じて都市農村交流を行うこと。
け	経営耕地面積	農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、地権者から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計のこと。
こ	合理的な価格形成	食料品の生産から流通・販売において、コスト（生産コストや原材料費など）を適切に価格に反映させ、持続可能な取引を行えるように価格を決める仕組みのこと。

用　語		説　明
こ	個人経営体	個人（世帯）で農業を行う経営体という。なお、法人化して農業を行う経営体は含まない。
し	収入保険制度	自然災害による収量減少や市場価格の低下、病気・ケガなど、農業者の経営努力では避けられない収入全体の減少を品目を限定せずに幅広く補償する国の制度。
	集落営農組織	集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織のこと。
	主業経営体	農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる販売農家。
	準主業経営体	農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる販売農家。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるようにすること。
	食料システム	農業や水産業などの生産資材の調達から、農林水産物の生産、加工、流通、販売、消費、廃棄に至るまでの一連のつながりや仕組み全体のこと。
	食料安全保障	すべての人が健康で活動的な生活が送れるよう安全で栄養ある食料を十分に入手できる状態。
	スマート農業	AI、IoT、ロボットなどのデジタル技術を使い、作業を自動化し、効率や品質を高める農業のこと。
た	多面的機能支払制度	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対して支援する制度。
	単一経営	農産物の総販売金額のうち、最も売上の多い 1 つの部門（作目）が全体の 80%以上を占める農業経営。
	団体経営体	農業経営体のうち個人経営体に該当しない者。
ち	地域運営組織	地域の生活や暮らしを守るため、地域住民が中心となって形成し、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。
	地域計画	「地域農業経営基盤強化促進計画」の略で、高齢化や人口減少が進む地域において、10 年後に誰がどのように農地を使って農業を行っていくのかを、地域の話し合いに基づきまとめた将来の設計図（マスタープラン）のこと。
	地産地消	「地元生産・地元消費」から生まれた言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で主に農林水産業の分野で使われている。食の安全・安心への関心が高まる中、生産者と消費者の「顔が見える関係」を築く有効な手段とされる。
	中山間地域等直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業

用　語		説　明
		生産活動等を行う場合に、農地面積や傾斜度に応じて一定額を交付する制度。
と	土地改良事業	農業農村を整備する事業のうち、かんがい排水、ほ場整備、農道整備等の農業生産基盤の整備及び水質保全、たん水防除、国営造成施設管理等の農村の保全と管理を行う事業のこと。
な	ナラシ対策	正式名称を「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金」といい、米や麦、大豆などの販売収入が大きく下がったとき、その差額を補填する国の制度。
に	認定新規就農者	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示された「青年等の目標とすべき農業経営の指標」に向けて、農業経営に関する計画を作成し、市町村が認定した新規就農者のこと。
	認定農業者	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を国、県、市町村が認定した農業者のこと。
の	農業経営体	農林業センサスにおいて、次のいずれかに該当する事業を行う者のこと。 (1)　経営耕地面積が 30ａ以上 (2)　農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数、その他の事業の規模が次の基準以上の農業 ①　露地野菜作付面積　15ａ ②　施設野菜栽培面積　350 ㎡ ③　果樹栽培面積　10ａ ④　露地花き栽培面積　10ａ ⑤　施設花き栽培面積　250 ㎡ ⑥　搾乳牛飼養頭数　1 頭 ⑦　肥育牛飼養頭数　1 頭 ⑧　豚飼養頭数　15 頭 ⑨　採卵鶏飼養羽数　150 羽 ⑩　ブロイラー年間出荷羽数　1,000 羽 ⑪　その他調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模 (3)　農作業の受託の事業
	農業産出額	農業における 1 年間の売上高を示すもので、その年の生産数量に販売価格を掛けて算出する。市町村別農業産出額は、都道府県別農業産出額×（市町村別作付面積等/都道府県別作付面積等）で推計された金額で表したもの。
	農業所得	農業粗収益（農業経営によって得られた総収益額）－農業経営費（農業経営に要した一切の経費）

用　語		説　明
の	農業 DX	AI、IoT、ロボットなどのデジタル技術を使い、農作業の効率化だけでなく流通や経営も含めた農業全体を変革する取組。
	農村関係人口	移住による「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でない、多様な形で農村地域と継続的に関わる人々のこと。
	農地中間管理事業	都道府県ごとに指定された農地中間管理機構が農地の中間的受け皿となり、貸し借りを仲介する制度のこと。
	農地の集積・集約	農業者が農地を所有し、または借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。また、農地の利用権を交換すること等により、耕作している農地の分散を解消することで、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。
は	半農半Ｘ	農業を営みながら、農業以外の仕事や活動（X）を組み合わせて生活する働き方のこと。農業と他の仕事や活動を柔軟に組み合わせることで、多様な働き方や暮らし方を実現するもの。
	販売農家	経営耕地 30ａ以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家のこと。
	副業的経営体	１年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない販売農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）。
ふ	複合経営	農産物の総販売金額のうち、最も売上の多い１つの部門（作目）が全体の 60％未満の農業経営。
み	みどりの食料システム戦略	将来にわたって食料生産から消費までのシステムが継続するよう、すべての段階において環境負荷を低減し、循環型の食料システムを構築するため、農林水産省が 2021 年５月に策定した中長期的な戦略。
ゆ	有機農業	化学的に合成された肥料や農薬を使わず、遺伝子組換え技術を使用しないことで、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。
	遊休農地	農地法に基づいて定義される「現に耕作が行われておらず、かつ、引き続き耕作が行われないと見込まれる農地（第１号）」、または「農業上の利用の程度が周辺における農地の利用と比べて著しく劣っていると認められる農地（第２号）」のこと。